

公の施設の指定管理者の指定の件（モエレ沼公園野球場）

令和 6 年（2024 年）9 月 18 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称
モエレ沼公園野球場
- 2 公の施設の位置
札幌市東区モエレ沼公園
- 3 指定管理者
札幌市中央区北 1 条東 1 丁目 6 番地 16
公益財団法人札幌市公園緑化協会
理事長 近藤 哲也
- 4 指定期間
令和 6 年 11 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

（理 由）

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、モエレ沼公園野球場の指
定管理者を指定するため、本案を提出する。